

習志野市営住宅の一部における下水道使用料未請求事案について

この度、市営住宅の一部（32戸）について、私どもの事務上の誤りにより、これまで下水道使用料の請求をしておりませんでした。

標記事案を確認致しましたので以下及び別紙のとおり、お知らせ、ご説明申し上げます。

1. なぜ請求漏れが判明したのか

平成 26 年 4 月 1 日の下水道使用料改定に伴い、公共施設の使用料請求状況について確認した際に、請求漏れが判明しました。

2. なぜ漏れが生じたのか

別紙「排水設備工事から使用料請求までのフロー」⑤～⑦の中で、以下の原因が考えられます。

- ⑤ 排水設備検査後、排水設備係から総務係へ使用料請求に必要となる「ガスメーター及び量水器番号等記入票」の提出が無かったこと。
- ⑥ 総務係にて、企業局料金課へ使用料請求を依頼するための「下水道使用料徴収事務依頼」の作成をしていなかったこと。または、作成はしましたが企業局料金課へ送付しなかったこと。
- ⑦ 企業局料金課にて「下水道使用料徴収事務依頼」を受理しましたが、当時の使用料徴収事務委託先である検針会社へ徴収事務依頼をしなかったこと。または検針会社が使用料請求を行わなかったこと。

3. 今後、請求漏れを生じさせないために、どのような対策を取るのか？

現在の事務フローでは、①～⑧を横断的にチェックできる体制になっていません。

そこで①～⑧の中で事務上のミスが生じてもフォローできるように、**事務フローに⑨を追加**します。

事務フロー⑨

排水設備計画確認申請受理から3か月経過後、申請書をもとに、申請地に使用料が請求されているかを企業局料金システムでチェックします。

使用料が請求されていない場合、①～⑧のどこで事務が滞っているかを確認し対応します。

以上

問い合わせ先 都市整備部 下水道課 担当者 西郡 隆司 047-453-5583
--